



あけましておめでとうございます

日本国憲法

第九条(戦争の放棄、軍備
および交戦権の否認)

日本国民は、正義と
秩序を基調とする国際
平和を誠実に希求し、
国権発動たる戦争と、
武力による威嚇又は武
力の行使は、国際紛争
を解決する手段として
は、永久にこれを放棄
する。

前項の目的を達する
ため、陸海空軍その他
の戦力は、これを保持
しない。国の交戦権は、
これを認めない。

今年は、改憲阻止が最大の課題の年です。

憲法を変えれば、社会はその形に変動します。

とくに、憲法を「軍隊を保持する」「どこへでも、海外派兵できる」との内容に変えれば、社会は大きく、時代錯誤に変化します。それはすべてにわたり、「国益」と「国家の秩序」が優先する軍事的、警察国家の再来です。

自民党憲法草案に強く反対します。その実現阻止のため、今年も東京北法律事務所「ニュース」で憲法特集第2号を組んで、日本国憲法の擁護を訴えます。

今年も、皆様の御健勝と御多幸をお祈りします。

2006年 元旦

東京北法律事務所 一同



御案内

業務時間

9:30~6:00

(土・日・祝日
は休み)



富士吉田からみる秀麗富士

日本の軍国化をめざす、時代錯誤のもの。 反対していこう。



「戦争をするために、憲法を変えよう」というのが。

自由民主党は、昨年一月二日結党五〇年に際し、全面改正のための新憲法草案を発表しました。

その中心は、憲法九条と前文の恒久平和主義を変え、日本が「軍隊を保持する」「海外のどこへでも派兵できる」というものです。アメリカの補助軍となつて追隨し、世界各地で殺人を犯すか、殺されるかを目的とする「戦争」をしに行くといいものです。

日本を軍国化して、どこへ導こうとするのでしょうか。日本は戦後六〇年戦争をしないで平和のうちに経済を発展させることができました。今日、北朝鮮をまじえての六者協議が継続しているように、戦争はもうできない、話し合いで解決するとの国際環境が強まっています。それが今頃、軍隊をもつて、何をしようというのでしょうか。

一 憲法がめざすのは、日本と世界の恒久平和主義。
それは人類普遍の原理です。

昨年は、戦後六〇年、日本が敗戦から立ち直ってきた記念すべき年でした。その六〇年前までは、長くつづいた日本の軍国主義による侵略戦争で、アジアの多くの国々と地域は

植民化されました。また、これにより二千万人以上の人々の生命が奪われ、そして日本人の中からも三百万人以上の犠牲者を出しました。その反省から、私たち日本人は「二度と戦争はしない」「誤ちは繰り返しません」と誓い、現在の憲法を誕生させたのでした。

そのことは、憲法みずからが前文の冒頭で、「政府の行為によって再

び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と、憲法制定の理由を明記しています。

この前文から、憲法は第二章全体を「戦争の放棄」と題し、九条第一項で戦争の放棄を、つづく第二項で「前項の目的を達するため、陸海空軍その他戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」として、この第一項と第二項を一体化して、この憲法がある限り、恒久的に日本が平和国家として世界に貢献し、同時にこのことを通じて世界の恒久平和を達成していくことを表明しているのです。

したがって、日本の憲法前文と九条第一項と第二項は、日本と日本人が世界の人々に対し恒久平和主義に立つことを宣言したものであり、それは日本国民一人ひとりの約束で

自民党新憲法案は、アメリカと一体で日 ——その実現に、強く

す。これがあつたからこそ、日本人は戦後今日まで国際的に信頼され、国は早期の独立（一九五二年）を認められ、あれほどひどいことを行った国であるにもかかわらず、国際連合にも早期に加盟（国連・一九五六年）を認められたのでした。

二 いま、日本の恒久平和どころか、日本の平和自体が危うい

この憲法があつたお蔭で、日本と日本人は、戦後六〇年一度も他国と戦争をしたことがなく、また海外における戦争で人を殺し合うことはありませんでした。

これは、今日、世界に誇れる出来

事であり、世界の人々が日本の憲法の成果として認めていま

憲法「九条に学ぼう」、「ともに擁護しよう」と伝えられています。ところが、自民党新憲法案は、憲法の前文から、憲法が制定された理由にあたる宣言部分を削除しただけでなく、九条の第一項と第二項とを切離して、第二項を削除し、これに代えて新たな九条の二で自衛軍、すなわち「軍隊を保持する」「海外のどこでも出兵できる」との規定を盛り、これをもって憲法九条の改正を図ろうとしています。現在の九条第二項と対比してみれば、自民党案は今日までと継続性のない、これまでと全く次元を異にする異質の状況に、日本を置こうとしています。

ま日本の憲法九条、とくに第二項の存在が、国際平和達成の具体的な方法論として、国連が主催したNGOの国際会議をはじめ、アメリカ退役軍人会の大会など世界中で注目され、日本の

これでは、自民党案は、「恒久平和」主義どころか、日本が単なる平和主義をめざすことすら投げ棄て、「いま頃、戦争するために、憲法を変えるのか」とすら、問われかねません。私たち日本国民は、このような改憲案を認めてよいでしょうか。これが、自民党案の根底にある第一の「普通の国」（戦争のできる国）にしたいとする問題点です。



現憲法
第九条

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党案
(自衛軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。

2 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 第二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

三 自民党案は、「いま頃、軍隊を
持つて、何をしたいのか」

いま、自民党案には、このような疑問が集中しています。これに対し、自民党案は、憲法九条第一項は残し、他方で軍隊に自衛を付けて、国防軍と言わず「自衛軍を保持する」と、名付けようとしています。

しかし、「自衛軍」と名付けても、それはこれまでの自衛隊とは全く違う「軍隊」そのものです。これまでの自衛隊と同じだ、と国民に印象づけたための「ごまかし」と「工作」にすぎません。それと同じく、憲法九条第一項をそのまま残すのも同じ「工作」です。第一項と一体の第二項をはずし、また積極的に「国際協調で派兵できる」軍隊を持つとなれば、第一項は宙に浮いた空文となりかねません。事実、不戦条約や、国連憲章で同趣旨のものがあっても、日本やアメリカは先制攻撃でこれを破ってきた例をもつからです。

そのうえ、政府はこれまで、国会などでも自衛隊は軍隊でなく、戦力であっても専守防衛のためだから合憲

だ、と言い逃れをしてきました。しかし、軍隊となれば、軍隊はもともと戦うための軍事力ですから、それは「自衛のため」「専守防衛のため」のものでなくなりません。また当然に、戦闘行為を行うことになり、「交戦できる」ことになります。とくに、今回の自民党案九条の二のように、海外派兵ができる場合を憲法に明記したうえに、「国際的に強調して行われる活動」というあいまいな言葉

で海外派兵を認めるのは、あとは法律（安全保障基本法など）さえ作れば、政府が必要なら「海外のどこへでも出兵できる」、そして「武力行使はできる」ことになり、むしろ今まで自衛隊は専守防衛部隊だから「集団的自衛権の行使はできない」「国連決議があっても、武力行使を伴う海外活動はできない」と言明してきたのとは全く異なる事態が現出して行きます。

四 今度は、自民党案に
「ごまかしはないの？」

今回改憲の主目的は、日本の軍隊

をアメリカの補助軍隊として海外に派兵したいとすることにあります。

これを可能とする「集団的自衛権」とは、本来「他国防衛権」を意味するもので、自衛権とは全く別の国際法上の権限です。これを、「自衛権」の中にも含むものとし、国民の抵抗が強いから、憲法に書かず、法律で処理する（国会の過半数）とするのは、工作以上の「ごまかし」そのものです。このことは、民主党の考えも同じだと言われていますが、そうなら民主党にも言わなければなりません。自民党案の根底にある第二の大きな問題は、「集団的自衛権を保持すること」を憲法上明記せず、削除し、法律事項に落として処理するとの問題点です。

自民党の役職者の中には、今回新憲法案を発表するのを、これまでのように「ウソをつくのほ止めようと言ふことだ」と言つて、改憲の理由づけに使っている者がいます。しかし、今回の自民党案には、このように、なお多くの「ごまかし」、それも大きな「ごまかし」が使われているのです。

自民党新憲法案は、 国の立場から国民の自由と人権を大幅に制約するもの

——立憲主義憲法の基本的立場を守らせよう——

軍隊の保持と海外派兵こそ、新しい人権の最大の破壊者である

日本の憲法をはじめ近代憲法は、国が権限（立法・行政・司法）を乱用するのを制限するための法典として、制定されています。したがって憲法は、とりも直さず、国民の権利保障の最高法規なのです。それを「立憲主義」といいます。

しかし、今回の自民党案は、これと正反対に、憲法を国民の自由と権利を大幅に制限する内容に変えようとしています。また同時に、「新しい人権」を取り入れたとしますが、新しい「人権」といえるものとなっていません。それでは、何のために、憲法を改正しようとするのでしょうか。

Q 責任と義務が伴う「自由と権利」って、一体何のこと？

A 自民党新憲法案は、憲法が人権を保障している一番大切な憲法二二条に、大修正を加えています。それは、すべての自由と権利は常に「責任と義務」が伴うとするものです。これでは、もともと、自由と権利を保障したことにはならず、憲法の立憲主義の本質と立場を投げ棄てるものと言わねばなりません。

また現在の憲法が「自由と権利は、公共の福祉のために利用する責任を

負う」としているのが、自由と権利の衝突があった場合の調整機能の役割、すなわち権利レベルの権利調整に対する配慮であるのに、これをはるかに超えて、「公益及び公の秩序」という、国の側からする上からの制限ができる規定を導入し、国民一人ひとりがもつ自由と権利とその行使を、内心からも、外部からも抑制できる道具に使おうとしています。

自民党案が狙っている国民の「責任と義務」の第一のものは、新たに軍隊を保持することから、「国防の義務」にあるのは明らかです。これは、今回の案に盛ることには反対が

強く、その形のままでは目のみまみれですが、それでもねばり強く新憲法案の前文中に、工作までして分離し、「国や社会を自ら守る責務を共有する」と記載し、国防の義務に等しい文言を盛ってまで、今回の憲法改正に期待をのぞかせています。

自民党案が憲法の立憲主義を乱暴にも投げ棄て、そのうえで人権保障の章を義務と責任に逆転しているのは、憲法九条の恒久平和主義を取り去り、軍隊を持ち、自由に海外に派兵することのできる国をつくりたいとするのと一体です。今後の徴兵制の確立まで視野に入れて、国民に「国防の義務と責任」を確立していることとすれば、今の中から憲法の人権保障の基本の骨格を何としても取り替えておかねばならないからです。

したがって、国民の自由と人権を守るためには、憲法九条を守り、変えさせないことがなによりも大切です。

す。それは、まさに、「平和こそ人権保障の最高の砦である」との言葉を、実証していくことにつながっているのです。

Q 「公益」とか「公の秩序」って、何のこと？ 何が言いたいのか？

A 世の中の「もの」には、公の性質のものと、私の性質のものとがあって、前者を公益、後者を私益と言ってきました。例えば、財団法人など公益的な目的で設立したものは、儲け仕事はできない建前となっています。しかし、何が公益であり、何が私益に属するかは性質上の区分となる基本自体が明確ではありません。この理は、「公の秩序」についても同様です。公益とは別に私益の集合したものに「公共性」がありますが、それは私益の集合体であり、「公共性」があるからといって、「公の秩序」に含まれるとしたら、大変です。

結局、「公益」とか、「公の秩序」とか言っても、公の価値の高いものを指すことしか区別できませんが、自民党案では「国益」と「国家秩序」

が個人の尊厳と基本的人権よりも優先する原理として使われていくことだけは、確かだと考えられます。

この理由から、自民党が公益及び公の秩序の中にあつて、一番公の価値が高いものと考えているのは「軍事の体制」であり、次いで「治安の体制」です。改憲の動きに合わせて、防衛庁を昇格させて「防衛省」にしていく動きがすでに始まっています。自治省を内務省化していく動きも強まるでしょう。

したがって、この点でも、憲法九条を守り、変えさせないことが人権保障の基本を守ることであり、「個人」の「尊厳」と「基本的人権の尊重」全体を自民党案のように逆立ちさせない最も大切な点なのです。

Q 新しい人権って、本当に入ったの？

A 民主党と公明党は、憲法には国民の「知る権利」「環境権」「プライバシーの権利」などの明文がないことをもって、憲法に改正を要する不足な点があるとしています。自民党案はこの点をとらえて、民主党と公

明党を改憲側に引き入れるために、「新しい人権」を改憲案に盛り込むことにしています。しかし、それらの「人権」とは、まともな国民の権利としては扱われていません。

まず、「知る権利」ですが、自民党案は国の「説明義務」として規定しているだけで、国民の側からの「知る権利」を規定したものではありません（二二条の二）。

また、「環境権」ですが、国は環境保全に「努力しなければならぬ」とするだけで、国民の人権として環境権を規定していません（二五条の二）。

さらに、「プライバシーの権利」についても、個人情報保護を規定しただけで、個人の尊厳を守ることと基本とするプライバシーの権利として規定したものではありません（一九条の二）。

このように自民党案は掛け声と反対に、これらの課題を人権とまでしていないのには理由があります。もともと、改憲の中心が「軍隊を保持する」、「どこへでも派兵できる」とにある以上、国民の知る権利、環境権、プライバシーの権利などは保

護したくない、むしろ侵害したい対象そのものです。

戦争しないこと、そして軍事基地をつくらないことこそが環境を保全する第一歩であり、基本的な問題であることは明らかです。また、軍事に関する種々の機密をつくらないことが国民の知る権利及びプライバシーの権利を守る第一歩であり、基本的に必要であることも明らかです。軍事に関し種々の機密をつくり、また拡大することが国民の知る権利とプライバシーの権利を基本から侵害するものであることも明らかです。

これらの新しい人権は、現在の憲法に条文をもって明記されていませんが、これまでの判例と学説などによって、現在でも憲法一三条が保障している「幸福追求権」に含まれるものとして、むしろその基本的人権としての立場が確立されているのです。したがって、憲法上明記されていなくても、憲法はこれらの新しい人権を保障しており、条文がないことを理由に憲法改正が必要であるというのは、むしろ危険な「ごまかし」であると云わねばなりません。

自民党新憲法案のもう一つの狙いは、 憲法96条改正条文の大改正にある

国会の発議は衆議院だけで可能、

しかも両院の決議は過半数でよい、がその内容

自民党が新憲法案をつくる過程で、憲法九条の改正と並んで、重視してきたのは九六条憲法改正条項の条件を緩和することでした。それは、議論の過程で、本来の自民党「らしさ」を一気に出すことはできないと悟り、数回に分けて改正していく方針を決め、今回の重点を財界が一致して主張している、憲法九条と九六条の改正に重点を置くことに決めただけからでした。

したがって、改憲を今後何回にも分けて行うとすると、憲法の改正手続きを緩くしておくことが最も大切な改正の一つになる、としているのです。

自民党案では、今後の憲法改正手続きをどのように変えようとしているのでしょうか。

Q 自民党案はなんで「新憲法」なの？なぜ「憲法改正案」と言わないの？

A 憲法は、三つの理念、すなわち国家主権、恒久平和主義、そして基本的人権の尊重主義をかかげ、そのいずれも人類普遍の原理であり、「この憲法はかかる原理に基づくものである」と守るべき基本を宣言しています。

したがって、この人類普遍の原理

は憲法の生命と同じで、どれ一つとして改正することは許されないと立場をとっているのです。これを憲法「改正」の限界と言いますが、これを行うことは現憲法の生命を絶つものと同じであり、それは革命的行為だとしているのです。

このため、自民党は一方で、条文上では全条文を改める「新憲法の制定」だと言い、他方では革命だと言えないことから、憲法九六条の改正手続きによって「改正」するとしているのです。この結果、自民党案は二枚舌と同じで

すが、本音を言えば憲法九六条「改正手続き」にすぎた改正しようとしているのです。

しかし、憲法が定める改正手続きにすぎないなら、自民党新憲法案は九条改正の点だけでも、「恒久平和主義」を失わせる点で「改正の限界」を超えており、自民党案の改正手続きの利用は乱用として許されないと行わなければなりません。

Q 自民党案の改正手続きは、現憲法とどこが違うの？

A 自民党案の改正条文は、次の二点で憲法の改正手続きを大きく変更するものです。

その一つは、憲法改正の発議をするには、現在の憲法では衆議院と参議院のそれぞれの議院において「三分の二」以上の賛成がなければ行うことができません。しかし、今回の自民党案では、衆議院でも参議院でも「片

自民党案

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体であるものとして、直ちに憲法改正を公布する。

むすび

憲法九条を変えれば、
日本は戦争をしに海外へ派兵し、
再び軍国化の道を歩みます

これまで指摘したとおり、憲法九条の恒久平和主義は、今日では、単なる理想でなく現実のものとして、日本のこれまでの平和に寄与してきたのと同時に、世界平和の達成指針として、この途を拡げていこうとするのに役立つています。また、「平和こそ、人権保障の砦である」との格言が、日本のいま

に、強く響いています。民主主義とは個人の尊厳のうえに成り立つものです。戦争と戦災の悲惨さを直視し、そのうえに憲法九条と前文で、恒久平和を世界に呼びかけ、そのもとで民主主義国家の確立を宣言した日本国憲法は、断じて消し去ってはならないと考えます。そして、国連憲章が、アメリカのイラク先制攻撃で破られ、今後無

力と化するおそれがある今日、世界平和達成の具体的方策、すなわち「軍備を持たない」「戦闘は行わない」ことを憲法の条文に掲げた日本国憲法は、憲章を超えて、正に世界平和の航路を照らす灯台です。自民党が新憲法草案を発表しても、今後民主党と公明党の改正案の出方を待つて統一した法案化をめざさなければならぬ困難が待ち受けています。またその後にも、衆・参の各議員で三分の二以上の賛成を得て、統一発議案を成立させなければなりません。そして最後に、国民投票で国民から過半数以上の賛成を得ることが最大の困難

皆さん。今からでも十分間に合います。「憲法九条を守る」会と輪を全国に広げましょう。そして、九条と前文の大切さを回りの方々に知っていたく活動を広げましょう。これができれば、憲法九条は必ず守れます。皆さん、がんばろうではありませんか。

方の議院で発議することができる」と、その発議に対して、それぞれの議院で「過半数の賛成があれば」、国会の議決として国民に提案することができることにする、の二点です。これによると、一方の議院で、しかも過半数の議決で発議できることに変えられています。他の議院は、これに対し単に承認する議決だけに落とされているのです。これは、実際的には、小選挙区制

のもとにある衆議院を重視し、参議院の抵抗を排除していこうとするものですが、国会軽視、とくに参議院の軽視が憲法改正手続きにも現われていると言えるでしょう。

Q 憲法改正発議に三分の二は、
国際的にも重すぎるの？

A 現憲法と同じく、三分の二の議決で議院が発議する憲法は、他にも多

くあり、重すぎることはありません。アメリカ合衆国の憲法改正発議には、上下両院の三分の二が必要ですが、韓国でも、憲法改正の議決には議員の三分の二の賛成が必要としています。むしろ、過半数でよいとすることは、時の政権党（多数派）が憲法改正を人気取りに使う弊害も予想され、国会の発議に三分の二の多数が必要とすることは国政の安定に寄与するものと考えられています。

東京北法律 九条の会

～発足と活動の報告～

一 会の発足

憲法「改悪」の動きが、その本質を国民に隠したまま急速に進んでいます。そこで、広く「改悪」の情報を伝えるため、昨年一月二七日、「東京北法律・九条の会」が発足しました。

二 講演会・学習会の開催

同会は、これまで講演会・学習会を三回開催してきました（講師はいずれも同会長弁護士鳥生忠佑）。なお、詳細は当事務所HPに載っています。

一月二七日、「憲法『改正』の本音はどこにあるのか」と題する講演を開催しました。

この講演により、憲法「改正」の本音が、九条改正により軍事同盟（日米安保条約）を含む自衛隊を持つことを公認し、かつそれを海外派兵できるようにする二点にあることを明らかにしました。



四月一四日、「危険な『憲法改正国民投票法案』の上程」と題する学習会を開催しました。この学習会により、この法案が、未だ憲法改正案すら出来ておらず、国民がその内容を十分理解できないうちに、手続のみをこっそり先に決めてしまおうとするものであること、しかも、国民の運動やマスコミを規制する問題のある内容であることが明らかになりました。

七月六日、「憲法九条は、なぜ人類が到達した平和の最高指針なのか」と題する学習会を開催しました。この学習会では、九条の制定により、侵略戦争を繰り返していた日本が国際社会の信頼を得て、早期に主権を回復できたこと、しかも、特に九条第二項（戦力の不保持・交戦権の否認）が、現在国際的に大きく評価されていることが明らかになりました。

三 反対の声を広げよう

いずれの講演会・学習会においても、出席者から活発な質問・意見があり、皆様の関心の高さが感じられました。しかし、まだまだ反対の声は十分ではありません。皆様一人一人が反対の声を周囲に広げていきましょう。

「九条の会」の一致点は？

「北・九条の会」結成のつどいの渡辺治氏の講演より

昨年五月二〇日、「輝け憲法―北・九条の会 結成のつどい」が開かれ、渡辺治氏（一橋大学大学院社会学研究科教授、政治学・日本政治史）が講演しました。憲法九条「改正」のねらいを明らかにし、「九条の会」が何を一致点とすべきかを訴えたものでした。

本来、国際紛争解決の手段は、

言います。

時間がかかっても対話しかありません。「自衛のため」「自由と民主主義のため」の戦争であっても、罪のない人々の命を奪い、憎しみを増幅し紛争の根本的解決を困難にするからです。もともと、日本国民の多数は、自衛隊と在日米軍のおかげで日本が平和だったと考えています。しかし、そう考えたとしても、日本はすでにこの国からの侵略にも備えられる十分な軍備をもっているから、北朝鮮や中国が攻めてくるなどということはないと断言できると渡辺治氏は

だから、「備えあれば憂いなし」などと言って憲法「改正」を正当化することは議論のすりかえなのです。憲法を「改正」しなくても、海外派兵（後方支援ではありません）がまではできたのです。できないことは、海外で自衛隊が直接の武力行使をして、人を殺すことです。だからこそ「九条の会」は、自衛隊や在日米軍が日本の安全のために必要だと考える人も含めて、海外での直接的な武力行使は認めないということを一致点にして、運動をひろげていかなければいけないと思います。

渡辺治氏の著書の「憲法『改正』―軍事大国化・構造改革から改憲へ」（旬報社）は当事務所にもありますので、ぜひ、お読みください。





昨 年九月二二日、水戸地方裁判所土浦支部は、えん罪・布川事件の元被告・桜井昌司さんと杉山卓男さんに対し、再審を開始するとの決定を下した。

茨 城県の利根川沿いの町・布川で、一九六七年八月、強盗殺人事件が発生した。二人はその年の一〇月に別件逮捕。この事件の犯人として厳しく追及され、ウソの自白に追い込まれる。これを根拠に二人は一二月に起訴。公判では一貫して無罪を主張したが、一九七八年一〇月最高裁の上告棄却決定により、無期懲役刑が確定し、

二人は都合二九年の獄中生活を余儀なくされることになる。

こ の事件では、二人と犯行を結びつける物証は何もない。素手で室内の物色をしたはずなのに、二人の指紋はない。加えて、今回の再審では、毛髪もなかったことが判明した。唯一の直接証拠である二人の自白は、変遷と食い違い(二人の間の)が顕著で、内容も不合理な点が多く、今回の再審では、殺害、物色そして偽装工作に関する自白が死体の客観的所見とも現場の客観的状况とも一致しないものであることも明らかに

なった。さらに、自白を支えると言われていた目撃証言も、信頼性に欠けると判断された。この結果、土浦支部は、再審で提出された新証拠と確定審の旧証拠を総合評価すれば、有罪認定に合理的な疑いありとして、再審開始を決定したのである。逮捕から実に三八年目のことである。

一 九八〇年半ば以降、再審は「冬の時代」と呼ばれ、再審請求は棄却が続いた。そうした流れの中で今回の決定は、昨年の横浜事件と名張事件の再審開始決定に続き、あらたな再審の流れを作り出すものである。それと同時に、この決定は、捜査官の取調や確定審の事実認定のあり方についても厳しく批判している。とくに証拠開示の進展は、重要な証拠が未提出のまま眠らされていた確定裁判の不正義を明らかにした。朝日新聞も「粗雑な捜査とそれを追認した裁判への怒りさえうかがわれる」と述べ、自白偏重、供述証拠偏重の捜査のあり方に警鐘を鳴らしている。

私 がこの事件と出会ったのは確定審の上告棄却決定があった一九七八年、司法修習生のときで、私はその翌年一九七九年、弁護士になって東京北法律事務所に入所した。以後在所した一八年も含め、この事件では地域の皆さんには多くのご支援をいただいた。今日の成果も、こうしたご支援のたまものである。この紙面をお借りしてあらためて御礼を申し上げます。

検 察官は不当にも即時抗告をした。無実の人は無罪に。その二人の夢がかなうよう、引き続きのご支援をお願いする次第である。

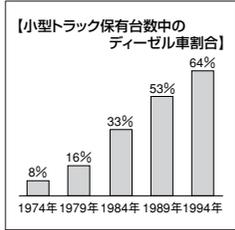


再審・無罪を求めて、仲間とともに裁判所への要請行動(向かって右 桜井さん、左 杉山さん)

東京の大気汚染公害の原因は中小型トラックのディーゼル化・直噴化に
— 東京大気汚染公害裁判へのご支援を —

東京大気汚染公害裁判は一九九六年の第一次訴訟が提起され、第五次訴訟まで含めて五〇〇人以上の気管支喘息などの患者・遺族が、ディーゼル車をつくってきたトヨタ、日産などの自動車メーカー七社と、道路管理者（国・東京都・首都高速道路公団）を被告として、損害賠償と大気汚染物質の排出差止めを求めたたかっています。争点の一つは自動車メーカーの責任です。

オイルショックと円高不況によるガソリン価格の高騰で、トラックなどの売上げ不振に陥った自動車メーカーは、燃費がよく経済的との歌い文句で、小型トラック、乗用車のディーゼル化と中型トラックの直噴化を強力に推進しました。その結果、それまでガソリン車だった小型トラック（宅



急便の二トン積が典型的)でいっきにディーゼル化が進み、一九七四年にはたった八%にすぎなかったディーゼル車が一九九四年には六四%にまで激増。また一九八〇年には三〇%にすぎなかった中型トラックの直噴式（副室式）より大量の大気汚染物質を排出が一九八九年に九二%に激増しました。そして、これまでの調査研究により、もし、ガソリンへの転換が可能なら小型トラック（四トン積以下）、中小型バス、乗用車がガソリン車であったとすると、大型トラック、バスがディーゼルのままでも、東京都内の自動車からの粒子状物質の七五%をカットすることができたことが判明しました。自動車からの汚染が四分の一に減れば、東京の大気汚染公害はたちどころに解決したはずで

原爆症認定 集団訴訟

核兵器廃絶への思い

一 訴訟の現状

「原爆症」とは原爆の放射線に起因する旨国から認定される負傷又は疾病を言います。この原爆症認定申請却下処分取消などを求めた集団訴訟の判決が、今年近畿、広島など各地で出される予定です。

二 裁判の特徴

この裁判の特徴の一つが、原告の多くが入市・遠距離被爆者であることです。原爆炸裂時に広島・長崎市内にいなかった者は、たとえ直後に市内に入ったり、「黒い雨」を浴びていても、国は全くと言っていいほど認定申請を却下してきました。しかし、そのような入市・遠距離被爆者のなかには脱毛、高熱といった急性症状を発症した者も数多くいます。しかも、専門的知見としても、入市・遠距離被爆者は「黒い雨」や微粒子となった残留放射能を呼吸などにより体内に取り込み、継続的に

放射線の影響を受け、その結果、がんなどのリスクが高くなることが明らかになってきています。ところが、国は、このような事実や専門的知見を無視し、被爆の影響を過小評価しているのです。

この裁判はこのような国の姿勢を正すことを直接の目的としています。それが、それだけに留まりません。国の基準は被爆者自身のデータをもとにし、しかもそのデータは全世界の放射線防護基準の基礎となっており、この裁判は原爆放射線の本当の恐ろしさを全世界に発信することにもなるのです。

三 核兵器廃絶への思い

この世の地獄を味わった被爆者の思いは、核兵器の廃絶です。しかし、被爆六〇年たった現在においても一向に実現されていません。この裁判により、核兵器廃絶へ一歩でも二歩でも進ませるので



明けましておめでとうございます



昨年は、北区にある建設会社の民事再生事件に当事務所の弁護士三人と(株)第一經理の税理士さんたちと共に関わることができた大きな経験でした。

さて、当事務所の大家さん(鳥生弁護士)のビル建築に伴い、今年には仮事務所での執務ということになりました。移転のための記録・書類の整理が新年最初の大仕事です。移転に伴い皆様にはご迷惑をおかけすることになります。誠に申し訳ありません。

仮事務所に移転します

弁護士 青木 護

併せてご活用下さい。同時に、今年には事務所ビルの新築が待っています。来年は晴れの新年事務所でお会いできればと思っております。

今年もよろしくお願ひします。



憲法論議を盛り上げよう

弁護士 鳥生忠佑

ついに、政権党が新憲法草案を発表し、改憲に走り出すことを宣言しました。これを受け容れるだけの地盤があることを驚きを覚えます。

あと、数年で、国民投票の時がくるとも考えられます。それまでに、もっと「九条の会」を広げましょう。そのためのパンフレット用にと、昨年に次いで事務所「ニュース」の特集号を制作しました。

結婚の報告

弁護士 坂田洋介



私事で恐縮ですが、昨年10月に結婚をし、生涯の伴侶を得ました。皆様からのご祝福があったからか、結婚式当日は晴天に恵まれ、晴れやかな気持ちで式に臨むことができました。

結婚前後から特に気になってきていることがあります。子どものことです。まだ私達には子どもはいませんが、将来子どもができたとき、その環境はどうなっているのでしょうか。

特に不安でならないことは、憲法九条改正問題です。九条が改正され、日本が戦争をするようになるかもしれないのです。子どものすぐ近くに殺し合いが存在するのは。自分の子どもが殺し合いをするかもしれないのです。死ぬかもしれないし、生き残っても一生加害の責任に苦しむかもしれないのです。

私は、弁護士という法律の専門家として、憲法九条改正反対の先頭に立たなければなりません。結婚を機に気持ちを新たに、九条改正反対の声を大きくしていきたいと思ひます。



教育が大切

事務局 岡田幸代

数年前青木弁護士が訪れた非武装中立の国コスタリカ。「どこかの国に武力行使されないか不安では？」の質問に、どの市民も「紛争が起きないために話し合いが大切」「軍隊を持たないから教育にお金をかけ平和な暮らしができる」と答えていた。身近な喧嘩や暴力も同じ。自分の気持ちを説明し、相手と話し合う練習が大切だと思う。軍費より教育費に。殺伐としたニュースを聞く度に思う。

今年もよろしくお願ひします。

「今こそ考える」

事務局 竹澤美弥子

現在は米自治領となつた北マリアナ諸島連邦テニアン島を昨年七月に訪ねた。美しい青い海に囲まれた島で、原爆搭載機が飛び立った滑走路を見た。日本兵が自決した岬も見た。断崖に打ち付ける波が戦争の悲劇を物語っていた。

憲法で戦争を放棄し、安全と生存の保持を誓つた日本人にとつて、平和は祈りの対象でしかなくなり、紛争や戦争を正面から考察する習慣を失っている。史跡めぐりをすれば、美しい島では半世紀前にそれが現実にあったことを物語っていた。昔あった戦争を忘れてしまったぐらいのある今日だが、現在もなお紛争が起こっている諸外国を想う時、それは決して過去の物語ではないのである。